

土木工事共通仕様書の一部訂正について（平成30年4月）

箇所	頁数	訂正前	訂正後（訂正箇所：赤字の部分）
1-1-1-4 2. 変更施工計画書	P1-7	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（ 工期や数量等の軽微な変更は除く ）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。
3-1-1-11 2. 品質記録台帳	P3-9	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月 23日 ）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領（案）（国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長通達、平成30年3月 28日 ）に基づいて品質記録台帳を提出しなければならない。